

平成19年12月21日

長岡京市長  
小田 豊 様

日本共産党長岡京市議会議員団  
団長 藤本 秀延

## 2008年（平成20年）度予算要求書

平成20年度予算の最優先課題を「市民の暮らしと福祉の充実」とし、市民が安心して将来に希望がもてる予算編成にするため、日本共産党長岡京市議会議員団は市民各界各層の要求を集約し、ここに「2008年（平成20年）度予算要求書」を提出いたします。  
市長におかれましては、その実現に最大の努力をされますようお願い申し上げます。

### 目 次

#### I. 長岡京市への主要な要求項目

#### II. 長岡京市への具体的要求項目

##### 1. 行政の民主的運営

##### 2. 生活の安全対策

イ. 道路改修と整備

ロ. 側溝・水路改修

ハ. 防犯灯・街灯の設置と整備

ニ. 市民の足確保と交通安全対策

ホ. 信号機の設置・改善

##### 3. 生活の環境整備

##### 4. 医療・保健衛生・福祉対策

イ. 一般医療・衛生対策

ロ. 乳幼児・児童対策

##### 5. 介護保険対策

6. 高齢者・障害者（児）対策  
（※5と6の共通項目）

##### 7. 教育・文化・スポーツ対策

イ. 学校教育

ロ. 社会教育・文化振興

ハ. スポーツ

##### 8. 公園の設置・子どもの広場確保

##### 9. 乙訓消防の体制整備と充実

##### 10. 産業・観光・労働対策

##### 11. くらしを守る対策

##### 12. 防災・震災対策

## I. 長岡京市への主要な要求項目

1. 市町村合併は住民合意が大前提であり、国、府の主導・強制による合併はしないこと。
2. 元市職員不祥事の発覚以降、次々に明らかになった不適切な公金支出や契約行政について、「改革検討委員会」の改革事項を全庁的に徹底する体制をつくり、再発防止の措置を行うこと。
3. 京都府との府営水道協定を抜本的に見直し、基本水量を削減し、水道料金を引き下げられること。
4. 子どもの医療費を、通院も就学前まで早期に無料化されるとともに国・府にも制度創設・拡充を求められること。
5. 介護の必要な人すべてが安心してサービスを受けられるよう、保険料・利用料の減免制度の拡充、施設整備を推進すること。
6. 障害者自立支援法の「応益負担」を「応能負担」に戻すよう求めるとともに、利用者負担を増やさず、施設の安定運営を保障されること。
7. 後期高齢者医療制度の中止・撤回を国に求められること。
8. 貧困の広がりを直視し、低所得者、高齢者、障がい者、母子・父子世帯などへの公共料金負担軽減など、生活支援を拡充されること。
9. 原油高が市民生活や営業に与えている影響を調査し、公衆浴場、福祉施設、高齢世帯等に「福祉灯油」等の緊急対策を実施されること。
10. ゴミ有料化は行わず、分別・リサイクルの推進と、ゴミ減量をさらにすすめること。
11. 下水道料金の値上げは行わず、国の補助金の増額・高利債の借り換えを強く求め、引き続き一般会計からの繰り入れをされること。
12. 保育所・学童保育の民間委託は行わず、公的責任で保育ニーズにこたえる施設・人員の確保を行うこと。
13. 「子どもをすこやかに育むまち宣言」を実効あるものにするためにも、児童虐待防止対策の充実、人的確保を行うこと。
14. 小学校区単位に、就学前の親子、高齢者、障がい者等が気軽に集えるふれあいの場を開設されること。
15. 「地下水採取の適正化に関する条例」に基づく指導を強化され、「基金」の協力の大幅アップ、循環利用と節水（総量規制）指導の強化を行われること。京都府に工業用水道の設置と地下水保全・採取規制の制度創設を求められること。
16. 地下水汚染調査で検出されている有害化学物質及び大腸菌群の原因究明と汚染源の特定・除去を行われること。併せて、事業所との公害防止協定を拡充されること。
17. 自然保護、地下水涵養、水質保全、防災の観点から、西山一帯の開発については厳しく規制し、非生産の竹林（放置竹林）整備をさらに推進されること。
18. 第二外環道路については住民合意を前提とし、市独自の環境影響調査を行い自然・住居・教育・環境の保全を最優先されること。
19. 阪急長岡天神駅周辺整備、連続立体交差などの具体化の構想を明らかにし、南北踏切の安全対策の早期実施と、交通バリアフリーの計画的実現をされること。

20. 阪急新駅計画は、財政計画・まちづくりのビジョンなどを明らかにした上で市民の合意を前提にすること。
21. 開発指導にあたっては「まちづくり条例」に基づく住環境保全と、市民の立場に立った積極的な業者指導が行われること。京都府に対し、都市計画法施行令に基づき開発許可基準面積を300㎡とし、連続する用地の開発は一体として判断するよう要求されること。
22. 教師の必要な加配配置とともに、少人数学級をすべての学校・学年に広げられること。同時に国・府にも少人数学級実施を求められること。
23. 小中学校の耐震化を早急に進めるとともに、トイレ・水まわりの改修も引き続き推進されること。
24. アスベストの住宅調査への助成制度を創設されること。
25. 住宅改修助成制度を創設されること。耐震改修工事への補助の充実、条件の緩和とともに、融資制度も創設されること。
26. 安定雇用の創出のため、地元正規雇用、地元発注の拡大を求めるなど、公的就労対策を充実されること。企業に移転や閉鎖、リストラによる人員整理などを行わないよう要請されること。
27. 市営駐車場については、障がい者等への減免制度の創設とともに、公共施設利用者は無料化を行うこと。特定企業優遇のための駐車料金減額措置は行わないこと。
28. 男女共同参画計画（第4次計画）の各課別目標の達成に真摯にとりくまれること。

## II. 長岡京市への具体的要求項目

### 1. 行政の民主的運営

1. 「いのち輝く平和都市宣言」の趣旨を生かすために、日本国憲法を改変しないよう強く求められること。
2. 行財政改革は、市民生活や職員への負担押しつけではなく、大型開発・大企業優遇の見直しを通じて行われること。また、国や府の地方リストラに反対されること。
3. 市職員のサービス残業・時間外長時間労働をなくし、非正規職員・臨時職員の賃金を引き上げ、「全体の奉仕者」としての高い自覚もてる役所づくりをされること。
4. 指定管理者や受注企業で勤務する労働者について、公務の執行者としてふさわしい仕事のできる労働条件を保障されること。
5. 職員の採用・昇任試験・人事については、縁故・情実を排し、公正に行われること。公正さの確保できない人事評価制度は廃止されること。
6. 「部落解放・人権政策確立要求」の「山城地区実行委員会」及び「長岡京市実行委員会」からすみやかに脱退されること。
7. エセ同和団体、右翼、暴力団などの行政介入を許さず、不当な要求に対し毅然と対処されること。併せて、暴対法の主旨を生かし、利権・暴力のない、安心して暮らせるまちづくりの先頭に市長が立たれること。

8. 市役所・業者ぐるみで不正な公金支出が長年行われてきたことを猛省し、行政の不正な関与や談合の余地のない公正な契約行政を確立されること。
9. 住民基本台帳ネットワークについては、個人情報漏洩防止の徹底と市民の選択権を保障されること。
10. 地域集会所のない自治会、地域に対して、市有地の貸与、民間用地借り上げなどと併せて、建設費の補助金を増額されること。
11. 下水道の事業所への免除要綱を廃止し、事業所の使用水量に見合う下水道料金徴収を行うこと。
12. 全国的論議となっている、市長及び三役の退職金について、報酬審議会に諮問をし、引き下げを行われること。

## 2. 生活の安全対策

### イ. 道路改修と整備

1. 未整備の私道の舗装改修を年次計画で行われること。
2. 長岡天神ハイツ東側道路の側溝を暗渠化し、歩行者の安全対策を行われること。
3. 府道大山崎大枝線の西陣町以北の歩道拡幅及び市道3287号線への歩道の設置と雨水排水の整備を行われること。
4. 府道長岡京停車場線の犬川以西、天神石段下までの道路拡幅を促進されること。
5. サントリー通りの調子八角交差点に、右折レーンを設置されること。
6. 友岡地下道は急傾斜の緩和や一部階段化など、足の悪い方などへの対策を講じられること。
7. 川原公園南側のカマボコ歩道の改修をされること。

### ロ. 側溝・水路改修

1. 市民負担なしで私道の側溝改修を年次計画で行われること。
2. 下水道設置と併せた道路・側溝改修（長岡京方式）の未整備地域（野添・緑が丘・久貝など）の道路整備及び側溝改修を促進されること。
3. 国道171号線名神高速道路下の旧国有水路のしゅんせつを行われること。
4. 市道5043号線沿いの橋本川水つき解消をされること（京都市域、五間堀川までの改修）。
5. 改修ができていない農業用水路のしゅんせつを市の責任で定期的に行うとともに、住宅地の水路については住民の安全確保を図られること。
6. 三菱製紙西側の市道4015号線に側溝蓋の設置をされること。
7. 移管された国有水路・里道については地域住民の要望にそって使用形態を決められること。
8. 新幹線側道の市道側側溝の新設整備を行われること。
9. イズミヤ西及び東側道路の側溝改修を行われること。
10. 市道3126号線村田製作所社宅前の側溝蓋を設置されること。
11. グレーチングのスリップ対策を講じられること。

## ハ. 防犯灯・街灯の設置と整備

1. 奥海印寺バス停から鈴谷間の道路照度を確保されること。
2. 外環道路北行き方面東側の街灯の増設。
3. 小畑川沿いの長三中、長八小、長九小の通学路に防犯灯の増設。
4. 小畑川左岸3023号線、3068号線沿いに防犯灯の増設。
5. 長八小近くの犬川沿い～大山崎に至る小畑川沿いに防犯灯の増設。
6. 府道伏見柳谷線（旧西村石油から三菱電機の間）の街灯の設置。

## 二. 市民の足確保と交通安全対策

1. はっぴいバスについては、9月以降も運行を継続し、1コイン運賃制、運行回数増、休日運行充実、運行路線拡大等による時間短縮、車内の安全対策など、いっそうの充実をされること。
2. 敬老無料パスの創設とともに、北部循環バス、JR長岡京駅～光明寺、JR長岡京駅～美竹台間、東部循環バスの増発および変則運行の改善を阪急バスに申し入れること。
3. 阪急バス停留所に屋根及びベンチの設置を会社と協議し早期に実現されること。JR長岡京駅前については、風防・待合室等の設置も検討されること。
4. JR駅有料駐輪場は直営にし、阪急長岡天神東自転車駐車場と併せて使用料金を引き下げ、特に通学生の負担軽減を行われること。JRと阪急に事業者責任として無料駐輪場の設置や市営駐輪場の設置費用の負担を求められること。
5. 小畑川に滝ノ町から西の京への人道橋の設置をされること。
6. 馬場橋に車歩道分離のための人道橋を併設されること。
7. 障がい者・高齢者・病人など社会的弱者にやさしいまちづくりの立場から、幹線道路・商店街・公園・緑地など各所にベンチの設置をされること。
8. 小畑川沿い長八小通学路の拡幅整備・車歩道分離等の安全対策を急がれること。
9. 阪急長岡天神駅の南踏切の安全対策のため、東行きでの右折規制を「時間制限で右折禁止」など検討されること。
10. 緑が丘住宅入口（レストランすずかけ前）の交差点の安全対策をされること。
11. 市道3216号線の岩田呉服店横の交差点およびアゼリア通りとの交差点の安全対策を講じられること。
12. 長法寺小学校前の交差点内、西南角にあったカーブミラーを再度設置されたい。
13. 府道伏見柳谷線、三菱電機西側交差点及びハイツ竹風前の横断通学路の安全対策と交通指導員の配置をされること。
14. 府道伏見柳谷線西陣町交差点から文化センター前交差点までの道路北側に歩道の設置とバス停の安全確保をされること。
15. スーパーキタノ前の交通安全と、付近の道路交通に支障が起らないよう指導されること。
16. 府道西京高槻線のイガヤ酒店前交差点の安全確保と周辺に歩道を設置されること。
17. 市営駐車場入り口前の道路と西国街道との交差点の安全対策を行われること。
18. 落合橋歩道の拡幅とともに、落合橋西詰交差点の安全対策と大山崎方面への歩行の安全対策を行われること。

19. JR野神ガード周辺の歩車道分離の検討を急がれること。
20. 府道大山崎大枝線の友岡ガード下周辺の安全対策をされること。
21. JR西口駅前広場の北からの入り口付近の安全対策をされること。

#### ホ. 信号機の設置・改善

1. 府道高槻檜原線と市道4076線（友岡）の交差点に設置。
2. 府道向日善峰線と府道大山崎大江線（井ノ内）の交差点に設置。
3. 府道向日善峰線と府道西京高槻線（アサワハイツ西）交差点に設置。
4. 市道0105号線と1022号線（太鼓山）の交差点に設置。
5. 小畑川の古市橋と神足橋に設置。
6. 消防署前のボタン信号を通常の信号とし、付近信号と連結した動きにされること。
7. 馬場交差点の西行き・東行き信号の動作を分離するよう検討・協議をされること。

### 3. 生活環境整備

1. ゴミ減量・リサイクル促進のため、回収内容の改善と市民啓発をすすめ、第5週目と祝日の分別収集を完全実施されること。併せて、生ゴミのリサイクル化の検討をされること。スーパー・大型店などの過剰包装自粛を求め、回収システム確立などの指導を強化されること。
2. 大型ゴミの無料収集を復活し、乙環と連携して衣料や家具などの定期的なフリーマーケットを開催しリサイクルを推進されること。
3. 西山などの不法投棄防止の啓発と、さらなる対策の強化をされること。
4. 光風台地域・鈴谷地域や、長五・長八小学校区など住宅急増地域、高齢化の進んでいる地域での郵便ポストの設置を働きかけること。
5. スズメバチ駆除のための予算を復活されること。
6. 下水道管への未接続世帯への融資額の増額、所得制限の緩和、保証人の撤廃、水洗化助成限度額の増額を行われること。併せて、「いきいき住まい助成」制度との併用利用ができるように改善されること。

### 4. 医療・保健衛生・福祉対策

#### イ. 医療・衛生対策

1. 特定健診への移行については、市民負担増・保険料値上げや、検診内容の縮小は行わないこと。健康増進の観点から、個人通知の復活と本人負担の無料化を行い、乳がん・子宮がん検診は毎年に戻すこと。
2. 国民健康保険会計への一般会計からの繰り入れを増額され、負担の軽減をされること。併せて、減免制度の周知徹底と制度の拡充、任意給付の拡大（育児手当・休業補償等）をはかられること。
3. 国民健康保険証・後期高齢者医療保険証は、すべての被保険者に交付されること。

4. 地域医療機関とも連携し、休日医療体制のさらなる充実をはかられること。
5. 済生会病院の医師・看護師不足への対策を国・府に求めるとともに、駐車場確保を府に求められること。
6. 妊産婦検診の無料化を拡充し、すべての妊産婦に出産一時金の窓口委任払いを実施されること。

## ロ. 乳幼児、児童対策

1. 待機児童解消のため、認可保育所を増設されること。
2. 安心できる保育のため、正規保育士の増員をされること。
3. 公立保育所の保育内容は、職員・保護者の自主性、創意工夫を尊重されること。
4. 保育所のトイレ・水まわりの改修を計画的に実施されること。
5. 保育所と同等の保育水準が保障されない「認定こども園」は、設置しないこと。
6. 保育所での障がい児のゼロ歳児からの受け入れ、年度途中入所を実施されること。
7. 保護者の育休を理由にした保育所退所は行わないこと。
8. 「保育基準」に基づく民間保育所の保育環境の改善をされること
9. 無認可保育所に対する助成を抜本的に改善され、公立や法人施設との格差解消をされること。障害児受け入れ措置に対する助成を改善されること。乳児委託助成金を拡充し、運営補助金（簡易保育事業補助金）の復活を府に求められること。
10. 認可保育所を目指す取り組みには、積極的に用地の確保や補助金交付をはかられること。
11. 幼稚園の保護者負担の軽減の助成、幼稚園運営振興助成を拡充されること。
12. 長中校区・長二中校区で、地域子育て支援センターとは別に、「つどいの広場」事業を実施されること。
13. 子育て支援の情報集約・提供の窓口を設置し、関係機関の横の連携を強化されること。

## 5. 介護保険対策

1. 利用料・保険料の減免制度を実効あるものとするための予算を確保し、制度枠の拡充をされること。
2. 国が示している滞納・未納へのペナルティを行わないこと。
3. 申請から介護計画作成まで一貫して、被保険者の要望にそって対応されること。
4. 最重度認定がされてもサービスが不足する人には、必要なだけの介護サービスを保障されること。
5. 介護を受ける高齢者の人権・プライバシーを守る体制の確立をされること。
6. 民間業者の参入によって、事業者がサービス受給者を選んだり、現在の福祉サービスの低下や負担増にならないように指導と基準設定をされること。
7. 社会福祉協議会などの福祉法人のサービスを重視し、必要な財政措置をとられること。
8. 地域密着型サービスの拡充を行うこと。

9. 地域包括支援センターの体制強化と増設を行うこと。

## 6. 高齢者・障がい者（児）対策

1. 高齢者への敬老祝い金を復活されること。
2. 一人暮らしの高齢者に対する「緊急通報システム」補助の所得制限を撤廃し、障がい者（児）にも制度を広げられること。
3. 独居・老老世帯に対して、見守り訪問を行き届かせること。
4. 施設入所の障がい者が一時帰宅の際、必要に応じた在宅サービスが受けられるようにすること。
5. 障がい者が希望に応じて、地域で生活できる住居の確保と一般・福祉就労ができるよう対応されること。
6. 障がい者福祉施設を増設し、希望者がすべて入所・通所できるように改善されること。特に、向日が丘養護学校の卒業生等の進路を保障されること。
7. すべての障がい者医療費の無料化、通院費の援助制度を確立されること。
8. 養護学校への学童保育所の設置を府に求められること。

### (※5. 介護保険対策と6. 高齢者・障がい者（児）対策の共通項目)

1. 24時間ホームヘルプ体制の確立と、常勤ヘルパーの大幅増員をされること。
2. 短期入所サービスの増床をされること。
3. 給食サービスを毎日対応し、1日2食以上にされること。
4. グループホームを増設されること。
5. 理学療法士、作業療法士を増員されること。
6. 40～64歳の市民について、指定された疾病以外でも、障がい者を含めて必要な介護が受けられる措置をとられること。

## 7. 教育・文化・スポーツ対策

### イ. 学校教育

1. 教育委員の準公選制を導入されること。
2. 「子どもの権利条約」の精神を生かした子どもが主人公の学校づくりをすすめられること。
3. 学校行事は学校の主体性を尊重し、「日の丸」「君が代」「愛国心」は強制せず、憲法に基づく内心の自由を保障すること。積極的に平和教育を推進されること。
4. 全国いっせい学力テストの公表のような、競争と差別・選別を助長する教育ではなく、すべての子どもたちに必要な基礎学力と発達が保障される教育を推進されること。
5. 学校・地域の連携強化、教職員の横のつながりの保障などにより、いじめ克服の体制を強化されること。



6. 教職員の長時間にわたる時間外勤務を解消し、健康管理を行うとともに、労働安全衛生法に基づく休憩室、更衣室を各学校に確保されること。
7. 養護教員の複数配置を早期に実現されること。
8. 学校図書室の充実と司書の正規職員化・常駐化をされること。
9. 学校教材費については、予算を増額し、父母負担の軽減をはかれること。
10. 義務教育無償の原則から、「消耗品軽減費」の復活及び修学旅行費と野外活動費の全額市費負担を実施されること。
11. 各小学校に通学する障がい児の実態に合わせた学級設置と介助員配置をされること。
12. プール事故の防止と指導の充実のため、監視員・補助員など体制を確立されること。
13. 学校給食の民間委託は行わず、地元農作物を使った安心・安全な給食を実施されること。併せて中学校での給食を保護者の意見をふまえて実施されること。
14. 給食調理員の増員と、感染症対策を含めた給食室の設備改善を行われること。
15. 通学路の点検を行い、父母の要求する地域への交通指導員の配置など、児童・生徒の安全対策を強められること。
16. 通学区再編については、計画段階から保護者・地域等に説明し十分に意見を聞いたうえで、必ず通学区審議会にはかること。決定後も十分に説明責任を果たし、子どもや保護者・地域の要望にこたえること。
17. 長五小の昇降口にシャッターを設置されること。

## ロ. 社会教育・文化振興

1. 長岡京記念文化会館の使用料を引き下げ、文化振興や市民団体の育成の立場から、気軽に使用できるものに改善されること。
2. 中央公民館や市民ホール・産業文化会館・中央生涯学習センターなどの使用料の引き下げと減免制度の拡充を行われること。
3. 社会教育活動に必要な施設の不足を解消するため、コミュニティセンター等を計画的に建設されること。
4. 図書館の新書購入等の予算を増額し、市民要望に積極的に取り組まれること。
5. 学童保育の運営は、公設公営で正規職員による複数指導員の配置を行われること。併せて、学校完全5日制による土曜休業日の午前からの運営は正規指導員で行われること。
6. 学童保育所への障害児受け入れに見合った施設整備と指導員の配置をされること。
7. 学童保育の保育時間延長を検討されること。
8. 学童保育の大規模化・狭隘化の対策をされること。具体的には、長八・長九の2クラブ化、神足・長法寺・長四のスペース拡大をされたい。
9. 「放課後子ども教室」と学童保育事業は、目的も役割も違うことから、両事業をそれぞれ充実されること。
10. 当面、中学校区単位に児童館の設置を計画的に実施されること。
11. セツ塚古墳を保存、活用されること。
12. 埋蔵文化財に対する発掘、調査、買い上げ費への国庫補助の制度の拡充を要求

されること。

## ハ. スポーツ

1. スポーツ予算を大幅に増額し、だれもがいつでも楽しめる施設及び指導員の確保に努められること。
2. 体育指導員を専門職として位置づけ、市民スポーツの振興に努められること。
3. 各種スポーツサークル、クラブ、スポーツ少年団の指導者に対して指導方法・スポーツ生理学の基礎知識・トレーニングの基礎知識などを習得する講習などを充実し、指導者育成システムを確立されること。
4. スポーツセンターに、陸上競技場・多目的広場・乙環の余熱利用による市民温水プールの建設をすすめられること。
5. 学校等の夜間照明設備を増設されること。

## 8. 公園の設置・子どもの広場確保

1. 奥海印寺旧7号井戸跡地を子どもの広場として確保されること。
2. 久貝・開田・滝ノ町二丁目・天神三丁目地域に児童公園の設置をされること。
3. 市内各公園に市の負担で水道、時計の設置、公衆便所の設置をされること。
4. 「ジャブジャブ池」の夏場活用については、安全確保のための市の体制を確立されること。
5. 市内各公園の遊具の点検・草刈り・樹木の剪定を定期的実施されること。

## 9. 乙訓消防の体制整備と充実

1. 阪神大震災の教訓に学び、「消防力の基準」もふまえた必要な人員の増員をはかられること。
2. 住宅密集地の防火水槽、消火栓の十分な整備をされること。
3. 学校、病院、公共施設、スーパーマーケットなどとのオンラインシステムの確立をはかられること。
4. 消火器の薬品詰め替えの補助金制度を復活し、市民の防災対策を支援されること。
5. 市民等の携帯電話による緊急通報の際、即座に位置確認ができるシステムを府と協力して確立されること。

## 10. 産業・観光・労働対策

1. パート労働者退職金、福利共済制度を早期に実現されること。
2. 母性保護の立場から、女性労働者の労働条件の改善を行政指導されること。
3. 大型店の営業時間の大幅延長や休日の削減は、商店街や個人商店の死活問題と

- してとらえ、厳しく対処されること。地元商工業者と大型店との共存を検討する機関を関係者間で設置されること。
4. 中小企業振興のために、「中小企業振興条例」を制定し、「小規模工事・物品契約登録制度」の創設など対策に取り組まれること。
  5. 学校校舎など公共施設の改築や修理、事務消耗品などの官公需発注に際して、公正性の確保とともに地元業者育成の観点から対処されること。
  6. マル長融資を増額されること。
  7. 学校、病院、保育所などに本市の農産物を使用するなど、地産地消をすすめるとともに、農業の保護育成策、農家の後継者育成を抜本的に強化されること。
  8. JR長岡京駅に観光情報センターへの案内看板を設置し、レンタサイクルを増やし、駐輪場を確保されること。

## 11. 暮らしを守る対策

1. 総合生活支援センターの相談体制を強化し、市民に利用可能な全ての制度を案内できるように行政の連携体制を強化すること。福祉相談窓口について、利用者保護の立場からオンブズパーソン制度を早急に確立されること。
2. 失業者・高齢者の住民税・国保料の減免制度の拡大と、介護保険料・利用料の減免を行われること。
3. 申請にもとづく各種の減免制度は、対象者すべてに実効ある周知徹底を行われること。
4. 小中学校入学時の支度金の増額をされること。
5. 「暮らしの資金」の貸出しを通年化し、限度額を20万円に引き上げられること。併せて、返済方法の改善をされること。
6. 生活保護申請に対する相談は、生存権保障の立場から対応し、保護の可否だけでなく全面的に援助されること。
7. 市営住宅は、母子・父子家庭、老人世帯、障害者が優先的に入居できる対応とともに施設改良を促進されること。一般公募を早急に実施されること。
8. 府営住宅の早急な建設、市営住宅の増設をすすめ、その際は低所得者に広く門戸を開き、高齢者・障がい者住宅を併設されること。青年や高齢者、障がい者等を対象に家賃補助制度を確立されること。
9. 消費者保護の立場から「消費者保護条例」を制定されること。

## 12. 防災・震災対策

1. 本市の地質調査に基づき、活断層周辺での開発のあり方を検討されること。
2. 現存するため池の埋立は行わないこと。
3. 防火水槽の総点検と増設をされること。
4. 本市の公共施設および民間の高層建築物に対する耐震・不燃化構造、エレベーターを再点検し必要な対策を講じること。特に、民間中・高層建築物について

- は、検査・査察を行い、安全性について指導を行われること。
5. 市民に対する以下の広報活動の徹底をされること。
    - ①避難場所・表示板の周知。
    - ②老人世帯・母子父子家庭・障がい者世帯などへの情報・救援方法の周知。
  6. 災害時に必要な食品・医薬品・衣料などの備蓄の抜本的改善をされること。
  7. 小畑川の浸水対策として、しゅんせつを府に強く要求するとともに、小畑川以東に浸水時も避難できる避難所の増設をされること。
  8. 国や府に対し、地震の観測・予知体制の強化などの防災予算の増額と、発災時の救援体制、被災者支援を柱にした復興対策をそれぞれ強化するよう求められること。
  9. 独居・老老・障がい者世帯等を把握し、災害弱者への対策を具体化されること。

以 上